

事務連絡  
令和6年6月14日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定関連通知の正誤について（その5）

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
標記の件については、「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和6年3月29日障発0329第33号・こ支障第97号）を別紙のとおり訂正することとしますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

- 別紙1 「「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について」の訂正について

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
1	P.30 21行目	③ 当該減算については、法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月（ <u>基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月</u> ）から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。	③ 当該減算については、法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。
2	P.32 17行目	③ 当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月（ <u>基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月</u> ）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。	③ 当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。
3	P.170 2行目	(二) 報酬告示第7の11のハの特別重度支援加算(Ⅲ)については、第556号告示第8号の別に <u>こども家庭庁長官及び厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者</u> に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。 (以下略)	(二) 報酬告示第7の11のハの特別重度支援加算(Ⅲ)については、第556号告示第8号の別に厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を行い、指定短期入所を行った場合に、所定単位数を加算する。 (以下略)
4	P.181 4行目	(一) 報酬告示第8の注3の地域生活支援拠点等である重度障害	(一) 報酬告示第8の注3の <u>1</u> の地域生活支援拠点等である重度

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑯の(五)の規定を準用する。	障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(1)の⑯の(五)の規定を準用する。
5	P.181 10行目	(二) 報酬告示第8の注3の2の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(自立生活援助に限る。)を行った場合の取扱いについては、3の(7)の⑨の(六)の規定を準用する。	(二) 報酬告示第8の注3の2の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(自立生活援助に限る。)を行った場合の取扱いについては、3の(7)の⑪の(六)の規定を準用する。
6	P.181 12行目	(三) 報酬告示第8の注7の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(短期入所に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(7)の⑨の規定を準用する。	(三) 報酬告示第8の注6の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援(短期入所に限る。)を行った場合の取扱いについては、2の(7)の⑨の規定を準用する。
7	P.181 17行目	⑤ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第8の1の注4の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。	⑤ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第8の1の注3の特別地域加算については、2の(1)の⑮の規定を準用する。
8	P.181 20行目	⑥ 早朝、夜間、深夜の重度障害者等包括支援の取扱いについて 報酬告示第8の1の注5の早朝、夜間、深夜に重度障害者等包括支援(短期入所及び共同生活援助を除く。)を行った場合の取扱いについては、2の(2)の⑦の規定を準用する。	⑥ 早朝、夜間、深夜の重度障害者等包括支援の取扱いについて 報酬告示第8の1の注4の早朝、夜間、深夜に重度障害者等包括支援(短期入所及び共同生活援助を除く。)を行った場合の取扱いについては、2の(2)の⑦の規定を準用する。
9	P.229 15行目	(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」については、3の(1)の①の(三)の規定を準用する。	(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」については、3の(1)の(三)の規定を準用する。
10	P.233 2行目	⑨ 医療連携体制加算の取扱いについて (以下略)	⑩ 医療連携体制加算の取扱いについて (以下略)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
11	P. 233 10 行目	⑩ 個別計画訓練支援加算の取扱いについて (以下略)	⑫ 個別計画訓練支援加算の取扱いについて (以下略)
12	P. 234 2 行目	<p>(三) 個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施すること。</p> <p>ア 利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者(視覚障害者を対象とする場合にあっては、第 556 号告示第 10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。)が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握(以下この⑩において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(三) 個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施すること。</p> <p>ア 利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者(視覚障害者を対象とする場合にあっては、第 556 号告示第 10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。)が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握(以下この⑫において「アセスメント」という。)とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。</p> <p>(以下略)</p>
13	P. 235 8 行目	<p>(四) 個別計画訓練支援加算(Ⅰ)の算定における利用者の生活機能の改善状況等の評価については、<u>3の(1)の⑧の(三)</u>の規定を準用する。</p>	<p>(四) 個別計画訓練支援加算(Ⅰ)の算定における利用者の生活機能の改善状況等の評価については、<u>3の(2)の⑫の(三)のウ</u>の規定を準用する。</p>
14	P. 235 10 行目	⑪ 短期滞在加算の取扱いについて (以下略)	⑬ 短期滞在加算の取扱いについて (以下略)
15	P. 235 20 行目 P. 236 1 行目	<p>⑫ 日中支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 11 の 5 の 2 の日中支援加算については、指定宿泊型自立訓練と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に利用することができ</p>	<p>⑭ 日中支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第 11 の 5 の 2 の日中支援加算については、指定宿泊型自立訓練と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に利用することができ</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>ないとき、サービス等利用計画若しくは自立訓練(生活訓練)計画に位置付けて計画的に地域活動支援センター、<u>介護保険サービス、精神科デイ・ケア等</u>を利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合について算定する。</p>	<p>ないとき、サービス等利用計画若しくは自立訓練(生活訓練)計画に位置付けて計画的に地域活動支援センター、<u>介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア</u>を利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合について算定する。</p>
16	P. 237 8 行目	⑬ 通勤者生活支援加算の取扱いについて (以下略)	⑮ 通勤者生活支援加算の取扱いについて (以下略)
17	P. 237 18 行目	⑭ 入院時支援特別加算の取扱いについて (以下略)	⑯ 入院時支援特別加算の取扱いについて (以下略)
18	P. 238 16 行目	(五) 入院時支援特別加算は、⑮の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。 (以下略)	(五) 入院時支援特別加算は、⑬の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。 (以下略)
19	P. 238 21 行目	⑮ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて (以下略)	⑰ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて (以下略)
20	P. 239 22 行目	(五) 長期入院時支援特別加算は、⑭の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。 (以下略)	(五) 長期入院時支援特別加算は、⑯の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。 (以下略)
21	P. 240 5 行目	⑯ 帰宅時支援加算の取扱いについて	⑱ 帰宅時支援加算の取扱いについて

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		(以下略)	(以下略)
22	P. 240 23 行目	<p>⑭ 帰宅時支援加算は、⑭の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>⑭ 帰宅時支援加算は、⑭の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。</p> <p>(以下略)</p>
23	P. 241 8 行目	<p>⑮ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(以下略)</p>	<p>⑮ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(以下略)</p>
24	P. 242 3 行目	<p>⑯ 長期帰宅時支援加算は、⑯の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>⑯ 長期帰宅時支援加算は、⑯の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。</p> <p>(以下略)</p>
25	P. 242 14 行目	<p>⑰ 地域移行加算の取扱いについて</p> <p>(以下略)</p>	<p>⑰ 地域移行加算の取扱いについて</p> <p>(以下略)</p>
26	P. 242 17 行目	<p>⑱ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(以下略)</p>	<p>⑱ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(以下略)</p>
27	P. 244 13 行目	<p>⑲ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</p> <p>(以下略)</p>	<p>⑲ 精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</p> <p>(以下略)</p>
28	P. 246 1 行目 5 行目	<p>⑳ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 5 の 11 の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p>行動関連項目合計点数が 10 点以上の者(以下この㉑において「強度行動障害を有する者」という。)であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していたもののうち、退所してから 1 年以内の障害者であること。</p>	<p>㉑ 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 5 の 11 の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p>行動関連項目合計点数が 10 点以上の者(以下この㉒において「強度行動障害を有する者」という。)であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していたもののうち、退所してから 1 年以内の障害者であること。</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		(以下略)	(以下略)
29	P. 247 13 行目	㉒ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて (以下略)	㉒ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて (以下略)
30	P. 247 16 行目	㉓ 食事提供体制加算の取扱いについて (以下略)	㉓ 食事提供体制加算の取扱いについて (以下略)
31	P. 248 6 行目	㉔ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて (以下略)	㉔ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて (以下略)
32	P. 248 20 行目 P. 249 4 行目	㉕ 夜間支援等体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この㉕において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。	㉕ 夜間支援等体制加算の取扱いについて (一) 報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この㉕において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。
33	P. 255 15 行目	㉖ 看護職員配置加算の取扱いについて (以下略)	㉖ 看護職員配置加算の取扱いについて (以下略)
34	P. 256 1 行目	㉗ 送迎加算の取扱いについて (以下略)	㉗ 送迎加算の取扱いについて (以下略)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
35	P. 256 4 行目	㉔ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて (以下略)	㉓ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて (以下略)
36	P. 256 7 行目	㉑ 社会生活支援特別加算の取扱いについて (以下略)	㉒ 社会生活支援特別加算の取扱いについて (以下略)
37	P. 256 10 行目	㉓ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (以下略)	㉒ 就労移行支援体制加算の取扱いについて (以下略)
38	P. 256 13 行目	㉒ 緊急時受入加算の取扱いについて (以下略)	㉓ 緊急時受入加算の取扱いについて (以下略)
39	P. 256 17 行目	㉒ 集中的支援加算の取扱いについて (以下略)	㉓ 集中的支援加算の取扱いについて (以下略)
40	P. 256 20 行目	㉓ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて (以下略)	㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて (以下略)
41	P. 272 19 行目	㉒ 集中的支援加算の取扱いについて (以下略)	㉒ 集中的支援加算 (以下略)
42	P. 272 22 行目	㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて (以下略)	㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて (以下略)
43	P. 281 1 行目	(一) 報酬告示第 13 の 12 の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で 1 以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1 日につき当該事業所を利用	(一) 報酬告示第 13 の 12 の 2 の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で 1 以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1 日につき当該事業所を

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		した利用者全員に対して加算する。	利用した利用者全員に対して加算する。
44	P. 289 23 行目	<p>(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について</p> <p>報酬告示第14の1の注9については、就労継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サービス費(II)又は<u>就労継続支援B型サービス費(III)</u>の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等の就労継続支援B型サービス費の算定について</p> <p>報酬告示第14の1の注9については、就労継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サービス費(II)又は<u>就労継続支援サービス費(III)</u>の算定に当たって、新規指定の就労継続支援B型事業所等において初年度の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定する。</p> <p>(以下略)</p>
45	P. 291 14 行目 21 行目	<p>(一) 報酬告示第14の3のイの就労移行支援体制加算(I)及びロの就労移行支援体制加算(II)については、就労継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サービス費(II)又は就労継続支援B型サービス費(III)を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この⑤において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p>	<p>(一) 報酬告示第14の3のイの就労移行支援体制加算(I)及びロの就労移行支援体制加算(II)については、就労継続支援B型サービス費(I)、就労継続支援B型サービス費(II)又は就労継続支援B型サービス費(III)を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労(企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この④において同じ。)した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該<u>指定就労継続支援B型事業所等</u>において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>通常 of 事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該<u>指指定就労継続支援B型事業所等</u>において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。</p> <p>(以下略)</p>
46	P.292 18行目	<p>(二) 報酬告示第14の3のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>通常 of 事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該<u>指定就労継続支援B型事業所等</u>において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(二) 報酬告示第14の3のハの就労移行支援体制加算(Ⅲ)及びニの就労移行支援体制加算(Ⅳ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>通常 of 事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該<u>指指定就労継続支援B型事業所等</u>において指定就労継続支援B型等を受けた場合にあつては、当該指定就労継続支援B型等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。</p> <p>(以下略)</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
47	P. 294 7 行目	⑥ 就労移行連携加算について (以下略)	⑤ 就労移行連携加算について (以下略)
48	P. 294 16 行目	⑦ 初期加算の取扱いについて (以下略)	⑥ 初期加算の取扱いについて (以下略)
49	P. 295 2 行目	⑧ 訪問支援特別加算の取扱いについて (以下略)	⑦ 訪問支援特別加算の取扱いについて (以下略)
50	P. 295 12 行目	⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて (以下略)	⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて (以下略)
51	P. 295 15 行目	⑩ 食事提供体制加算の取扱いについて (以下略)	⑨ 食事提供体制加算の取扱いについて (以下略)
52	P. 295 18 行目	⑪ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて (以下略)	⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて (以下略)
53	P. 295 21 行目	⑫ ピアサポート実施加算の取扱いについて (以下略)	⑪ ピアサポート実施加算の取扱いについて (以下略)
54	P. 299 17 行目	⑬ 欠席時対応加算の取扱いについて (以下略)	⑫ 欠席時対応加算の取扱いについて (以下略)
55	P. 299 20 行目	⑭ 医療連携体制加算の取扱いについて (以下略)	⑬ 医療連携体制加算の取扱いについて (以下略)
56	P. 300 4 行目	⑮ 地域協働加算について (以下略)	⑭ 地域協働加算について (以下略)
57	P. 300 6 行目	⑯ 重度者支援体制加算の取扱いについて (以下略)	⑮ 重度者支援体制加算の取扱いについて (以下略)
58	P. 300 9 行目	⑰ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて (以下略)	⑯ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて (以下略)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
59	P.303 1行目	⑱ 目標工賃達成加算の取扱いについて (以下略)	⑰ 目標工賃達成加算の取扱いについて (以下略)
60	P.304 12行目	⑲ 送迎加算の取扱いについて (以下略)	⑱ 送迎加算の取扱いについて (以下略)
61	P.304 15行目	⑳ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて (以下略)	⑲ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて (以下略)
62	P.304 18行目	㉑ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて (以下略)	⑳ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて (以下略)
63	P.304 21行目	㉒ 社会生活支援特別加算の取扱いについて (以下略)	㉑ 社会生活支援特別加算の取扱いについて (以下略)
64	P.304 24行目	㉓ 緊急時受入加算の取扱いについて (以下略)	㉒ 緊急時受入加算の取扱いについて (以下略)
65	P.305 3行目	㉔ 集中的支援加算の取扱いについて (以下略)	㉓ 集中的支援加算の取扱いについて (以下略)
66	P.305 6行目	㉕ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて (以下略)	㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて (以下略)
67	P.313 7行目	イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行	イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。</p>	<p>申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。</p>
68	<p>P.314 9行目 10行目 23行目</p>	<p>③ 支援体制構築未実施減算について (以下略)</p> <p>④ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の1の注8については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。</p>	<p>③ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の1の注4については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。 (以下略)</p> <p>④ 支援体制構築未実施減算について (以下略)</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		(以下略)	
69	P. 325 17 行目	ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この⑤において「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者	ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この④において「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者
70	P. 329 18 行目	(一) 報酬告示第 14 の 3 の 6 のイの緊急時支援加算(I)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。以下、この⑨の(ロ)において同じ。)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。	(一) 報酬告示第 14 の 3 の 6 のイの緊急時支援加算(I)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。以下、この⑦の(ロ)において同じ。)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。
71	P. 341 23 行目	イ 報酬告示第 15 の 1 の 2 のロの日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)については、①の(ロ)のイの規定を準用する。 (以下略)	イ 報酬告示第 15 の 1 の 2 のニの日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)については、①の(ロ)のイの規定を準用する。 (以下略)
72	P. 343 18 行目	(二) 報酬告示第 15 の 1 の 2 の 2 のハの外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)については、①の(ロ)のイの規定を準用する。	(二) 報酬告示第 15 の 1 の 2 の 2 のホの外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)については、①の(ロ)のイの規定を準用する。
73	P. 370 7 行目	イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。 (以下略)	イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち 1 人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。 (以下略)

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
74	P. 370 20 行目	<p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第三号)修了者(以下この⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。</p> <p>(以下略)</p>	<p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち 20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第三号)修了者(以下この⑩において「基礎研修修了者」という。)であること。</p> <p>(以下略)</p>
75	P. 378 13 行目	<p>(一) 自立生活支援加算(Ⅰ)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 報酬告示第 15 の 2 の注 4 については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定共同生活援助事業所が居住支援法人又は居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであり、その適用については、3 の(7) (自立生活援助サービス費) の⑫の居住支援連携体制加算の規定を準用する。</u></p> <p><u>オ 報酬告示第 15 の 2 の注 5 については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及</u></p>	<p>(一) 自立生活支援加算(Ⅰ)</p> <p>ア～ウ (略)</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p><u>び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであり、その適用については、3の(7)（自立生活援助サービス費）の⑬の地域居住支援体制強化推進加算の規定を準用する。</u></p>	
76	P. 393 17 行目	<p>⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものであり、<u>(7)の③</u>の規定を準用する。</p>	<p>⑦ 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所の場合、イ又はロに定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものであり、<u>(1)の③</u>の規定を準用する。</p>
77	P. 396 12 行目	<p>(4) 地域生活支援拠点等機能強化加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 2 の 1 の<u>注 5</u>の地域生活支援拠点等機能強化加算については、第二の 3 の(7)の③の規定を準用する。</p>	<p>(4) 地域生活支援拠点等機能強化加算の取扱いについて 地域相談支援報酬告示第 2 の 1 の<u>注 4</u>の地域生活支援拠点等機能強化加算については、第二の 3 の(7)の③の規定を準用する。</p>
78	P. 438 5 行目	<p>15 要医療児者支援体制加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。 ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた</p>	<p>15 要医療児者支援体制加算の取扱いについて (1) 趣旨 当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障害児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児者等(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となる。 ここでいう「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた</p>

NO.	該当箇所	訂正後	訂正前
		<p>支援技法等に関する研修」とは、医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。 (以下略)</p>	<p>支援技法等に関する研修」とは、<u>地域生活支援事業通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 2-10 に定める</u>医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。 (以下略)</p>
79	P. 439 20 行目	(3) 手続 第四の 14 の <u>(3)</u> の規定を準用する。	(3) 手続 第四の 14 の <u>(2)</u> の規定を準用する。
80	P. 442 15 行目	(3) 手続 第四の 14 の <u>(3)</u> の規定を準用する。	(3) 手続 第四の 14 の <u>(3)</u> の規定を準用する。
81	P. 444 21 行目	(3) 手続 第四の 14 の <u>(3)</u> の規定を準用する。	(3) 手続 第四の 14 の <u>(3)</u> の規定を準用する。